

第15節 その他

支援費制度におけるシステム標準化（各種番号やコードの統一化）について、次に掲げるようなメリットがあることから、厚生労働省からJAHIS（ジェイヒス：保健医療福祉情報システム工業会）に対し、協力を要請し、JAHIS内に支援費WGが設立され、検討が進められている。

- ・ 全国で番号の重複がなくなり、指定事業者を確実に特定できる。
- ・ 市町村、事業者、支払委託機関等間で、情報のやりとりができる（支援費制度では、都道府県をまたがった支援費請求・支払が発生しうることから、番号の全国統一を行わないと、同じ番号を持つ事業者が存在することになる）。

なお、現時点における検討結果は次のとおりである。

I 受給者番号、市区町村番号、事業者番号体系の標準化（各種番号の統一化）について

1 受給者番号

- ・ 受給者番号は、桁数を10桁とする。
受給者番号の採番方法については、各市町村で任意に設定する。

2 市区町村番号について

- ・ 市区町村番号は、桁数を6桁とする。

内訳は次のとおりである。

1	2	3	4	5	6

① 総務省の定めるコード（5桁）

② チェックデジット（1桁）

- ① 総務省の定めるコード（5桁）
都道府県コード（2桁）＋市区町村コード（3桁）
- ② チェックデジット（1桁）

※ チェックデジットの考え方
モジュラス10方式により設定する。

3 事業者番号について

- ・ 事業者番号は、桁数を14桁とする。

内訳は次のとおりである。

1 事業所コード	2 サービスコード
----------	-----------

3 認定コード													
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

①指定都道府県 ②指定機関コード ③法区分 ④連番 ⑤サービス種類 ⑥チェック
コード デジット

(1) 障害者支援費関連のコードの定義

	コード名称	桁数	コード定義	備 考
1	事業者コード	11桁	全国で1事業所を識別する。	同一事業所が複数の事業所コードをもつ場合がある。
2	サービスコード	2桁	法区分（身障、知障、児童）の中の1サービスを識別する。	法区分+サービス種類とすると、全ての支援費サービスの中から1サービスを識別する。
3	認定コード	14桁	全国で1事業所の1サービスを識別する。	事業所コード+サービスコードの構成になる。

(2) 構成コードの定義

	コード名称	桁数	コード定義	備 考
①	指定都道府県コード	2桁	指定した都道府県又は指定した政令指定都市若しくは中核市が所属する都道府県のコード	01北海道～47沖縄
②	指定機関コード	3桁	指定した政令指定都市又は中核市の市町村コード	総務省が定める市町村コード。 なお、都道府県が指定した場合は、「000」となる。
③	法区分	1桁	法区分別のサービスを識別	1：身体指定 2：知的指定 3：児童指定 6：身体基準該当 7：知的基準該当 8：児童基準該当
④	連番	5桁	指定期間の法区分内での連番	00001～99999
⑤	サービス種類	2桁	指定基準に準じたサービスの種類	01 肢体不自由者更生施設 02 視覚障害者更生施設 ～
⑥	チェックデジット	1桁	①②③④⑤を使用し、モジュラス10方式により設定	

Ⅱ 支援費支給申請書、支給管理台帳で使用する各種コード体系の標準化（各種コードの統一化）について

1 全体に共通するコード体系

No.	コード名称	桁数	属性	コード	内容
1	性別コード	1	数値	1	男
				2	女
2	年号コード	1	数値	1	明治
				2	大正
				3	昭和
				4	平成
3	金融機関コード	4			全銀協が定めたコード体系
4	金融機関支店コード	3			全銀協が定めたコード体系
5	口座種目	1			全銀協が定めたコード体系
6	法区分	2	数値	10番代	身体障害者福祉法
				11	身体障害者
				20番代	知的障害者福祉法
				21	知的障害者
				30番代	児童福祉法
				31	身体障害者
	32	知的障害者			

2 申請に関するコード体系

No.	コード名称	桁数	属性	コード	内容
7	申請区分	1	数値		※現在検討中
8	申請種別	1	数値	1	居宅生活支援費
				2	施設訓練等支援費
9	要介護状態区分コード	2	数値	00	要介護認定無し
				01	非該当
				11	要支援
				21	要介護 1
				22	要介護 2
				23	要介護 3
				24	要介護 4
				25	要介護 5
10	施設入所・通所区分	1	数値	1	入所施設
				2	通所施設

※「Ⅰ 3 (2) ③ 法区分」と「Ⅱ No.6 法区分」の関係は、次のとおりである。

	身体障害者福祉法 (身体障害者)	知的障害者福祉法 (知的障害者)	児童福祉法	
			(身体障害者)	(知的障害者)
③ 法区分	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
No.6 法区分	<u>1 1</u>	<u>2 1</u>	<u>3 1</u>	<u>3 2</u>